

婦人関係資料シリーズ
参考資料 第 60 号

一九五九年の婦人に関する動き

労働省婦人少年局

労働省婦人少年室の報告

はしがき

この資料は 一九五九年の一月から十二月までの一年間における婦人に関係ある問題や婦人団体の活動状況等を、主として団体の機関紙 日刊新聞 及び各都道府県婦人少年室の報告に基づいて作成したものです。一年間の傾向を把握される上の御参考に供します。

一九六〇年三月

労働省婦人少年局

一九五九年の婦人に関する動き

目次

一	一九五九年の動きのあらまし	一頁
二	婦人をめぐる関係機関等の動き	
(一)	婦人に関係ある法律の成立	三
(二)	官庁関係の行事	三
(三)	選挙	五
(四)	その他	六
三	婦人の組織活動	七
四	漸く結成された組織	八
五	国際交流	二
六	個人の活動	一三
七	地方の動き	一四
(一)	婦人に関係ある行政機関、施策等の動き	一七
(二)	婦人の組織活動	一七
(三)	その他	二〇
八	各月別婦人界の動き	二二

一九五九年の動きのあらまし

最初に一九五九年一年間の一般的な動きのあらましを眺めてみたい。

この年には婦人に関係のある法律が次々と国会で審議された。婦人団体に密接な関係をもつ「社会教育法の一部を改正する法律」が一九五八年に引続き審議されたのを始めとして、青少年の悪の温床、公序良俗を害するものとして各層の婦人がその廃止を叫んだ深夜喫茶等を取締る「風俗営業取締法の一部を改正する法律」等には母子家庭や寡婦等に特定の「国民年金法」等がそれぞれである。

またこの年は選挙の年といわれたほどいろいろな選挙がつつき、四月二十三日には都道府県知事、同議員選挙が、また四月三十日には市町村長、特別区議員、市町村議員選挙、六月二日には参議院議員選挙と相次いで行なわれた。そしてこの四月には皇太子の御成婚が行なわれ、選挙違反者を含んだ御成婚恩赦が発せられた。

次いで七月から九月にかけては、例年にふまして強大な台風が中部日本各地をおそい、多くの被災者が発生したこと、また記憶に新たなところである。この他、競輪廃止の是非や、不良週刊紙の巷間氾濫等、社会的な論議の対象になる問題も幾つか生じた。

一方、この一年の一般経済動向は、三十三年後半の景気回復に引き続いて、上昇、好景気をうたわれたが、反面、エネルギー革命からこの景気にとり残された石炭界の不況があり、炭鉱失業者の生活困窮が大きく社会問題化した。更にこの好景気の一方には各種物価の値上り傾向が認められ、生活におびやかすものとして消費連帯がその反対に立ち上った。

目を転じて国際情勢は、九月のフルシチョフソ連首相の訪米、東西両巨國会谈の實現による世界の緊張緩和、いわゆる雪どけが世界各国国民を平和への希望に導いた。そして一方日本では、日米安全保障条約の改定問題が大きくクローズアップされ、世界の動向との関連において国内の中心課題となりつゝ、一九六〇年にその解決がおりこまれた。以上のようない九五九年をふり返ってみる時、婦人の動きに

は、二二一年来愛われつつある傾向が一層顕著に現われたといふことがいえる。

その一つは、婦人の政治意識の昂揚である。昔から参院選挙、地方選挙を望み、婦人達は家庭の問題、社会的問題が、根柢よく、地道に、具体的に解決されねばならないことを認める一面、平行的にそれが根本的な政治に連なることを、過去の経験と活動から自覚し、選挙に対しても大きな関心と努力を傾けていた。各団体はそれぞれ会員の政治意識の啓蒙、政治教育を積極的に行ない、利権や買収に結びつかない公明選挙を願つて陳情、要望等が度々行なわれた。日常生活に密接な関係をもつ地方選挙には婦人の投票率は男子のそれを上廻る傾向を示し、知事や議員の退任、功勞金支給、年金制度化の動向に対する反対活動等も婦人の政治意識の高まりの現われの一端であるといえよう。

更に、社会教育法の一部改正、安保条約の改定等、立法や国際外交等の問題に対しても、賛否それでの立場から、国会、討議、要望、陳情、国会証言等がしばしば行なわれ、婦人界がこれらの政治問題で大きく、深く振動した年であつた。

第二は、個人、団体を問わず「自主性」がクローズアップされ、自ら考え、行動する動きが活発になつたことである。自主性の確立、が多くの婦人団体の年間課題にかかげられ、小グループ活動、会員の意識の向上、指導者の養成、組織の整備、拡充等、網羅団体から脱皮する組織づくりの向度も真けんとり上げられた。

又、向題に対する態度表明が明確となり、国際、政治、経済、社会等問題の中核に学習、研究活動と相まつて、各団体がこれらの種々の向題に活発な活動を開始したといふ傾向がみられた。

第三は、婦人の活動が、小グループや一団体の範囲に止らず、目的、志を同じくする他の婦人団体、或いは労働等の関係団体と、更にはより大きな組織に加わつて、交流、調整、提携の形で、中核に活発に行なわれたといふことである。物価値上げ反対、社会教育法改正向題、安保条約改正向題、黒い羽根運動、赤十字防止活動等にみられる如く、婦人の視野の拡大や、婦人団体の活動範囲の伸展は、今後一層

この傾向をもちたらしむものと思われる。

以下項目の順を追つてこの年の婦人に関する動きをみてみたい。

二 婦人をめぐる関係機関等の動き

(一) 婦人に関係ある法律の成立

1 風俗営業取締法の一部を改正する法律

政府提出の議案が成立、公布された(二月十日、昭和三十四年法律二号)。この法律は、最近における深夜喫茶等の弊害にかんがみ、現行風俗営業取締法の一部に大要次のような改正を加えたものである。

- ① 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における態度を暗くして営むもの及び他から見通すことが困難な狭い客席を設けて営むものを新しく風俗営業とした。
- ② 客席を設けて客に飲食させる営業で、風俗営業以外のものであつても、その深夜における態度が善良の風俗を害すると認められるものについては、都道府県は条例で適当な制限を加え、また都道府県公安委員会は必要を処分をすることができるようになった。
- ③ この改正の目的を達成するために必要限度において罰則その他の規定を整備、強化された。

2 法務省設置法の一部を改正する法律

政府提出の議案が成立、公布された。(三月二十八日、昭和三十四年法律第五号)。
この法律には昨年婦人補導院法の施行に伴ない、東京婦人補導院の建設用地として府中刊務所を充當する予定であつたが、同所附近の實情が勘案されてこれが八王子市中野町に変更されたことを

含んでいる。

3 社会教育法の一部を改正する法律

政府提出の標記法律が成立、公布された（四月三十日、昭和三十四年法律第一五八号）
社会教育に関する規定の一部を、大要次のように改正することを含むものである。

- ① 従来市町村で任意設置とされていた社会教育主事を、必置制とする。その資格の暫定要件が廃止され、新たに本則該当者に相当すると教育委員会が認定したものが加われ、またその養成講習は文相の委嘱を受けた大学、その他の教育機関が行なうことになった。

- ② 従来全面的に禁止されていた国及び地方公共団体の社会教育関係団体への補助金についての規定を改め、国または地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見をきいて行なうこととした。

- ③ 公民館の設置、運営等に關する基準が設定された。

- ④ 市町村の社会教育委員に青少年教育に関する特定の事項について助言、指導を行なうことができるようにした等である。

4 国民年金法

政府提出の標記法律が成立、公布された（四月十六日、昭和三十四年法律第一四一号）
老齢、廃疾または死亡によって国民生活の安定がとこなわれることを国民の共同連帯によつて防

- 止し、国民生活の維持及び向上をはかるため、国民の老齢、廃疾または死亡に關して、必要な年金の給付を行なうことを内容とするのであつて、そのあらましは次の通りである。

- ① 被保険者は二十歳以上六十歳未満の全国民とし、但し、現行公的年金の適用者及び受給者を除く。

- ② 保険料は三十五歳未満は月額百円、三十五歳以上は月額百五十円とする。

- ③ 年金給付は、拠出制年金にあつては、保険料納付済期間に依り、月額最高三千五百円の老齢、障害、母子、遺児及び寡婦の五年金とし、無拠出制年金にあつては、老齢福祉（月額一〇〇〇円）、障害福祉（月額一五〇〇円）及び母子福祉（月額一〇〇〇円）の三年金とすること。

- ④ 国は納付された保険料の二分の一相当額、福祉年金の給付費の全額および事務費の全額を負担すること。

- ⑤ 施行期日は、昭和三十四年十一月一日とすること、但し被保険者の資格については同年十月一日、保険料の徴集については昭和三十六年四月一日とすること。

- 5 昭和三十四年七月及び八月の氷害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に關する特別措置法

政府提出の標記法律が成立、公布された（十二月十日、昭和三十四年法律第一八八号）
昭和三十四年七月および八月の氷害または同年八月および九月の風水害を受けた被災母子家庭に母子福祉資金を貸付けにあたり、据置き期間を延長するなどの優遇措置をとつたもので、これにより、被災母子家庭の生業資金の据置期間が一年から二年に、事業継続資金の据置期間が六カ月から三年に延長され、また、住宅補修資金に二年の据置期間が認められることとなった。

（二） 農村生活改善発表大会

農林省主催の第七回農村生活改善発表大会が三月に開かれた。全国の農村の主婦代表者が、各グループの生活改善について発表し合つた。

2 婦人週間

労働省主催の第十一回婦人週間が、個人の自由と責任が集團を育てる、のスローガンのもとに

四月十日から一週間にわたり全国一斉に実施された。また同月十二日から十五日まで、労働省、NHK共催の第七回全国婦人会議が、某団における個人——その自由と責任、のテーマで東京で開かれた。

3 社会教育法施行十周年記念式典

社会教育法が施行されてから十年目に当たるため、文部省ではこれを記念して、十一月二日東京で社会教育法施行十周年記念式典を行ない、四十五名の婦人を含む二六二名の社会教育功労者を表彰した。

4 全国社会福祉大会

国民年金法施行を記念する全国社会福祉大会が全国社会福祉協議会、厚生省、東京都の共催で十一月に開催された。児童の健全育成、婦人の福祉、老人福祉等九部会に分れて研究討議が行なわれた。

5 全国婦人研究集会

文部省の主催による昭和三十四年度全国婦人研究集会が十一月十八日から三日間にわたり行なわれた。各都道府県婦人団体関係者、教育委員会婦人教育担当者等約二百名が「婦人団体の振興について」とテーマに、婦人団体の現状と課題について話し合った。

6 売春防止特別活動

労働省の主張による売春防止特別活動が十二月十五日から一カ月半にわたり全国的に実施された。期間中各地で婦人少年室の主催により、売春防止法施行後の売春問題及びその対策について検討する売春問題懇談会が開かれた。

(三) 選挙

1 地方選挙

都道府県知事、都道府県議員選挙が四月二十三日に、市町村長並びに特別区市町村議会議員選挙が四月三十日に行なわれた。婦人の投票率は非常にのび、特に市区町村長、同議会議員の選挙は、男子上回る高率を示した。

2 参院選挙

六月二日、参議員選挙が行なわれ、婦人の投票率は五五・二%で過去五回を通じて二番目に低かった。

(四) その他

1 売春対策審議会

売春対策審議会の三十四年度第一回の総会が開かれ（二月）昨年十二月の総会で同審議会内に設置されることとなった法制面及び運用面の二小委員会の委員及び各委員会の検討事項が決定された。これにより法制面の小委員会ではいわゆるひもつき売春婦対策や専断売春対策等について、また運用面の小委員会では売春婦の保護更正対策や悪質、精進売春婦対策等について継続審議することになった。

2 法制審議会

法務省の法制審議会民法部会、身分小委員会では、民法第四編（親族法）の改正を行なうための検討を続けてきたが、七月二日法務省から審議された改正の問題は六十三項について中間発表があった。改正案は現行の家族団体規制法を改め、親子、夫婦を中心とした個人主義的傾向を強めることとをよりこんでいる。

3 政党の動き

(1) 自民党では、組織部におかれては婦人局のほか、①総合的な青少年対策の作成、②婦人対策の検討を行なうため九月四日政務調査会内に青少年婦人対策特別委員会（委員長坂田道太氏）

を新設した。

- (2) 社会党では九月の党大会で婦人対策委員会を新設し、委員長に藤原道子氏が就任した。
- (3) 自民党では母親大会に対する批判活動を強化するよう全国支部連合会から指令した(七月)。
- また十一月には婦人団体を招き、白米安全保障条約改正について説明懇談会を行なった。
- 一方、社会党でも十一月に婦人団体や文化人を招き婦人に関する今後の方針、対策等について懇談する等、政党が婦人団体に関心をよせた。

三 婦人の組織活動

(一) 社会教育法の改正をめぐる活動

社会教育に関する婦人研究懇談会、青年団体、労組、学識経験者等により結成された「社会教育の自主性を守る懇談会」を中心とする社会教育法の改正に反対する活動が、三十三年に引き継ぎ行なわれ、「社会教育の自主性を守る全国代表者会議(一月二十一日)」や「社会教育法改正反対国会陳情大会(二月二十七日)」が開かれた。一方、一月十八日の、愛知等西日本十一県の地域婦人団体による同法改正に対する会合では、改正賛成の決議が行なわれた。

(8)

(二) 物価値上げ反対運動

諸物価値上げの気運に反対して、主婦連合会、日本婦人団体連合会、婦人民主クラブ、日本生活協同組合、日本労働組合総評議会、全日本労働組合会議等の加盟する全国消費者団体連絡会(消団連)では一月二十四日に連絡会を開き、物価値上げ反対の国民運動を展開することを決議した。また主婦連では同月二十八日政府に対し私鉄運賃値上げを中止するよう陳情した。更に三月の各新聞社の新聞料金値上げ発表後は、四月七日の消団連の公正取引委員会に対する「新聞料金の一斉値上げ行為に対

する緊急請求」、全地婦連の同じく公取委に対する「新聞向題緊急に開する要望書」の提出(六月五日)、消団連主催の「消費者団体全国代表者会議(六月十七日)」等を始め、各地で多数の婦人団体が新聞代値上げ反対運動に活発に参加した。

また、主婦連の消費者教育のための「消費者セミナー(三月三日)」、新生活運動協会、財団法人、強中央委員会主催、主婦連、農協、全地婦連、全米協の四婦人団体協賛「新生活と貯蓄全国婦人大会(三月五、六日)」における家計塾中心のグループ活動の体験発表、「全国生活協同婦人大会(四月十五、十六日)」における物価動向、商品流通機構等についての体験発表、討論等のような家庭経済に関する中身の学習、研究も活発に行われた。

(三) 白米安全保障条約改正をめぐる活動

三十三年十一月の選挙官制法改正に反対する運動を契機として婦人団体、労組婦人部等が参加して結成された人権をまもる婦人協議会主催で、「安保改正に反対する母と娘の大集会」が七月、十一月の二回に亘って開催された。他、第五回原水爆世界大会(八月)や、母親大会(八月)、安保改正阻止母親集会(母親大会実行委員会主催、十一月)において討議や反対決議(アソピール)がなされ、更には婦人民主クラブの最高裁あて反対要望書の提出(十一月)が行なわれる等、安保改正の動きに対して多数の婦人団体が改正阻止活動に参加した。一方全地婦連では、七百万の会員の大半が安保条約について理解が十分でないから、先づ学習でとり上げるべきであるとして、原水爆世界大会において反対決議に反対した。

(9)

(四) 公明選挙推進運動

地方選挙、参院選挙が行なわれる年に当り、婦人団体国会活動連絡委員会参加の七婦人団体では、法務省、検察庁等の関係当局に対し、東京都知事を始めとする地方選挙の事前運動反対、取締強化の要望書(一月)を、また御成婚恩赦に選挙違反を除外するようとの「御成婚恩赦についての要望

審(四月)」を提出陳請した。また選挙後全国政治をよくする会(地婦連等参加)、婦人団体国会活動連絡委員会では、夫々公明選挙推進と公取選挙法改正について要望書を提出し(七月)、更には、悪質選挙違反が行なわれた事実に対し議員辞任、厳正な取締り、厳罰を要求した要望書を、全国政治をよくする会、全地婦連、日本婦人有権者同盟(以上九月)、婦人団体国会活動連絡委員会(十二月)等が、取締関係機関、議員当該者、報道機関に対し提出する等選挙の事前、事後を通じて公明選挙推進活動が強力に行なわれた。

(五) 都知事、地方議員等の選取功労金、年金制度反対活動

日本婦人有権者同盟、日本婦人平和協会、日本看護協会、東京基督教女子青年会、日本基督教矯風会、日本大学婦人協会の六婦人団体は、納税者の立場から安井前東京都知事に対する選取功労金の支給に反対する声明書を発表し(九月)また、主婦連合会(十一月)及び婦人団体国会活動連絡委員会(十二月)は、制度化の動きのある地方議員の選取年金制度の立法化に反対して、国会、政党、自治庁、関係者等に陳情を行なった。

(六) 売春防止活動

売春対策国民協議会の主催により、売春防止法全面実施後の保護更正や取締りの実施を詰合う「売春対策の育英をつく会」が二月に開かれ、また、日本基督教矯風会では四月の全国大会で、売春防止法施行一周年を迎えるに当たって政府が積極的な対策をとるよう売春問題に關する決議を行なった。なお、売春対策国民協議会では、一九六四年にオリンピックが東京で開催されることになったので、これにちなんで都が売春問題解決の積極施策を打出すよう要望書を提出する(六月)等売春防止法全面施行一周年を迎えた年として、法の育英、法の要用に伴う諸問題発生に対処する動きがいろいろあつた。

(七) 悪い羽根運動

エネルギイ革命に伴なう石炭不況から炭鉱地帯が悲惨な生活窮状に落ち入つてゐるとして、福岡県母親大会が提唱した救済失業救済の「悪い羽根運動」が全国的に広まり、母親大会(八月)全炭鉱主婦人(八月)における救済決議、政府への陳情を始め、総評、救済の組合や多数の婦人団体の救済活動が大きくなり上つた。

(八) 不良週刊紙追放運動

主婦連では不良週刊紙の出版に対抗して追放運動を起し、「読ませぬより買わない運動」を展開した。

また、全地婦連でも地方の全組織をあげて追放運動に立ち上り、文化団体、青少年団体等の動きと相呼応した。(六月)

(九) 競輪禁止運動

競輪の是非が世論で問題となつた折柄、全地婦連ではの競輪が社会人の射幸心をあおり家庭の平和を乱す、②地方自治体の財政源の意味は失なわれているとして政府の関係大臣に即時廃止を陳情した(十二月)

(十) その他

1 総評 日本婦人団体連合会等で組織する婦人月間実行委員会の主催により婦人月間(三月八日の国際婦人デーから四月の婦人週間まで)が行なわれ、初く婦人の中央集会(三月二十二日、二十三日)始め各種行事が各地で行なわれた。

2 婦人参政権行使を記念する第二回婦人会談が七婦人団体(大学婦人協会、全国地域婦人団体連絡協議会、東京基督教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本婦人平和協会、婦連同盟会、日本婦人有権者同盟)の共催により開かれ、婦人と政治についての講演や討議が行なわれた。(四月九日)

3 第五回日本母親大会(主催同大会実行委員会)が八月二十二日から二十四日の三日間にわたり、

「子供と教育」「生活と福利」「平和」の三テーマで行なわれた。なお、これより前、全国各都道府県の各地でも母親大会が開かれた。

四 新しく結成された組織

(一) 日本女性同盟

前婦団連会長藤岡身加榮氏を理事長とする日本女性同盟が三月に結成された。同団体は世界の平和と女性の幸福をきづくことを目的としている。

(二) 全国漢業協同組合婦人部連絡協議会

全漢協婦人部大会（九月二十一日）の席上、各都道府県漢協婦人部連合組織体の全国組織として全国漢業協同組合婦人部連絡協議会が結成された。同会は漢協婦人部組織相互の連絡を強め、漢村婦人の地位の向上をはかり明かるい漢村を築くことを目的とし、初代委員長に池田リウ氏が選出された。

(三) 日本看護連盟

日本看護協会を以て組織され、協会の目達を達成するために必要な政治活動を行なうことを目的とした日本看護連盟が新発足した（十月）。これにより同連盟は、国会その他の各代表の選出を助成することとなった。

五 国際交流

(一) 諸外国訪問

1. 第十三回国連婦人の地位委員会

三月九日から二十七日までニューヨーク国連事務局で第十三回国連婦人の地位委員会が、婦人の政治的権利、婦人の教育の機会、同一労働同一賃金等十三項目を議題として開かれ、日本からは政府代表として谷野芳仿省婦人少年局長が出席した。

2. 第十四回国連委員会

九月十五日からニューヨークで第十四回国連委員会が開かれ、日本政府代表（六名）の一人として藤田たき氏が、また随員として久米愛氏が出席した。

3. ILO婦人労働問題コンサルタントパネル

十月十二日から十七日までジュネーブでILO婦人労働問題コンサルタント（助言、援助の専門家）パネルが開かれ、日本からは労働省婦人少年局長の犬羽綾子氏（政府代表）及び全職同盟の米盛イソ子（米國労働代表の臨時代理）の二氏が出席した。

4. 第十四回列国議会同盟会議

ポーランドのワルソーで開かれた第十四回列国議会同盟会議（八月二十七日から九月四日）に日本から衆参両院議員十名が出席し、婦人では戸叶里子氏が参加した。

5. 日本婦人団体代表訪ソ

ソビエト婦人委員会の招待で、日本婦人団体の代表として竹上正子（日本基督教婦人會）、小林ヒロ（主婦連）、松田ゆき（婦団連）、平田ヒデ（社会党婦人部）、前田アサノ（共産党婦人部）の五人が十二月十八日より一カ月余にわたリソ連各地を訪問し、帰途中国にも立寄って帰国した。日

本の婦人団体代表がソビエトより正式招待を受けたのは今回が初めてである。

その他諸外国訪問

次の各氏が諸会議出席のため各国へ出向いた。

○湯浅ますみ氏（日本看護協会会長）——ヘルシンキでの国際看護協会理事会（七月）へ

○田中奇美子氏、小林マリ子氏——ハンブルクでの民主社会主義婦人同盟国際会議大会及び社会主義インターナショナル第六回大会（七月）へ

○北野とみ氏（日本有取婦人クラブ連合会副会長）——パリでの世界有取婦人クラブ大会（七月）へ

○上野シゲ氏（日本大学婦人協会理事）——飯田真子氏（同大阪支部長）——ヘルシンキでの国際大学婦人協会第十三回大会（七月）へ

○徳川幹子氏（全日本南拓者連盟婦人部長）——スコットランドでの世界農村婦人協会第九回大会（八月）へ

○北村孝氏（日本基督教女子青年会（YWCA）常任委員）——竹内菊枝氏（東京YWCA幹事）、石橋哲子氏（日本YWCA幹事）、光明照子氏（世界YWCA常任委員）の四氏——メキシコでの世界基督教女子青年会大会（九月）へ

○桑野千代氏（日本基督教婦人矯風会理事）——メキシコでの基督教婦人矯風会万国大会（十月）へ

○山川菊栄氏（評論家）——前川とみえ氏（前香川県議）——中国での建国十周年国慶節祝典（十月）へ

○小笠原貞子氏（日本婦人団体連合会副会長）——コペンハーゲンでの国際婦人デー五十周年準備会及びスエーデンでの軍縮のための世界婦人集会（十二月）へ

(二)

訪日

次の外国婦人が日本を訪れた。

ノ インド赤十字社長、アムリット・カウル女史が国連の世界保健機構の特別使節として来日した（三月）

エ アジア・アフリカ連帯委員会カイロ常設書記局婦人児童部長バヒア・カラム女史（エジプト）が一九六〇年四月カイロで開催予定のアジア・アフリカ婦人会議の準備のため来日。飯田真子氏婦人団体関係者と懇談した（七月）

ヨ 国際自由平和婦人連盟委員エバ・ヘレン・ポーリング女史（米国ノーベル賞受賞化学者ライナス・ポーリング氏夫人）が原子爆弾禁止世界大会に出席のため来日し、日本婦人科学者の会の集会にも出席した（八月）

タ 日本テンマーク西國の親善につくしたテンマーク・コペンハーゲン大学助教授インケボルグ・ステーマン女史が外務省の招待客として来日した（十月）

ス ソビエトの対外友好文化連絡団体連合会副会長元ロシア連邦共和国副首相グナナ・ズーエワ女史、国立イリクツク大学教授エフゲニヤ・ベアール氏が日ソ協会の招きで日ソ経済文化交流のため来日した（十月）

カ ガット（肉税と貿易に關する一般協定）第十五回委員会に来日した各国の婦人代表（英國のシーマン女史、ロシア女史）と代表の夫人を招き、国連N.G.O.国内婦人委員会の主催で親善の会がもたれた（十月）

フ 東京都議十名がモスクワ市議会に招かれた答礼として、東京都議会が招待したモスクワ市議九名が来日した。うち婦人は医師ソコロフ女史と建築所技師オルオーフ女史である（十一月）

六 個人の活動

(一) 公取

1 地方選挙（四月）において都道府県会議員に三十七名、市会議員に一四一名、特別区会議員に五十七名、町村会議員に二九四名、町村長に二名の婦人が当選した。

2 参院選挙（六月）において全国区五名、地方区三名の婦人が当選したが、この結果参議院議員は改選前より二名減少の十三名となった。

3 横山フク氏（参議院）が科学技術庁の政務次官に就任した。（七月）

4 各種審議会委員（中央）

○婦人少年問題審議会委員に山高茂、今井静子、船山登美、山本あや、江上フジ、氏家寿子、久米愛、坂西志保、西清子、丸沢美千代の各氏が

○税制調査会委員に三巻秋子氏が

○雇用審議会委員に藤田たき、田辺繁子の二氏が

○選挙制度調査会委員に田辺繁子、船田文子、山高茂の三氏が

○臨時家内労働調査会委員に江上フジ、山高茂、田辺繁子、西丸弘子の四氏が

天々委嘱された。

5 公務員

○大阪婦人補導院長に加来俊子氏（三月）、東京婦人補導院長に三田麻子氏（八月）が

○厚生省児童局女子福祉課長に植山つる氏（十二月）が任命された。

(二)

○興了、井丸コト、岡谷オシエの三氏にナイチンゲール賞がおくられた。

○大久保ミナ、三輪田繁子、大浜英子、外山ハツ、久布自慈美、松田藤子、村岡花子、山中トシの各氏に藍綬褒章が、また黒田チカ、中村せい子、若本尤の三氏に紫綬褒章がおくられた。

○神戸女学院大学教授徳永千代子氏の「ノミバエの遺伝学的研究」に三十四年度の動物学会賞がお

くられた。

7 その他

○第十三回奨励大会で、全連発組の山本まき氏が常任幹事に紅一点として再選された（八月）

○NHK教育局に婦人少年部が新設され、江上婦人課長が部長に昇格任命された（六月）

○柳原佐和子氏が工学博士を、また、望月和子氏及び中川公子氏が理論物理の理学博士の学位を婦人として大々初めて授与された。

七 地方の動き

(一)

婦人に関係ある行政機構、施策等の動き

1 行政機構の改革

(1) 東京都では民生局児童婦人部より「婦人部」を設立する機構改革を行なった。同部は東京都の婦人の福祉厚生事業の推進を図るために新設され、児童防止法に基づく婦人保護事業を行なう他、婦人の福祉厚生、その他婦人に關する問題を総合的な立場から処理することとなった。初代婦人部長には東京都家事サーピス公共職業指導所長の中野ツマ氏が任命された。（七月）

(2) 香川県では婦人に關する関係部課の連絡調整、調査研究の集約等総合的な施策を行なうことを目的として、県企画室に「婦人活動推進本部」を設置した。本部長には知事、副本部長には副知事が就任した。（一月）

(3) 秋田県では、婦人児童課を新設した。（五月）

(4) 山口県では、婦人の相談の受理や婦人の意見を県政に反映して婦人の地位の向上をはかると共に、県行政の周知徹底を策めるため、「婦人移動県民室」を設置した。また鹿兒島市でも主とし

て同趣旨の「市民相談室」を設置した。

(5) その他二、三の県で婦人関係部課の分離、統合、移管があったが、実質的な変化はないようである。

2. 条例等の改廃制定

(1) 愛媛県では、県執行附属機関設置条例の一部改正により婦人更生審議会、県産内長調査会の二委員会を廃止した。

(2) 高知県では風俗営業取締法の施行等に関する条例を制定し、むぐり売春の防止や風俗営業の自衛、業者相互の協力の向上を規定した。これにより同県では芸妓が登録制となり四月一日より施行された。

(3) 兵庫県では「学校取組に対する給与条例」を制定した(十二月)。これにより学校取組員の出産の場合の特別休暇は「出産予定日六週間前の日から産後六週間を経過するまでの期間」と定められた。(従来は通牒により、「産前産後を通じて十六週間、但し産前産後各八週間」のぞましい)と規定されていたものである。

(4) 長野県では身体障害者等職業訓練委託要綱の一部を改正し、被訓練者の中に新しく「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者(母子福祉資金の貸付等に関する法律が二条一項及び三項に定める者)」という一項を附加した。(七月)

3. 新規施設(県、市、町立)

(1) 婦人補導院が大阪に婦人保護更生施設が青森、愛知、愛媛、宮崎の各県に

(2) 婦人相談所が青森県に

(3) 未亡人相談所が大阪府に

(4) 結婚相談所が埼玉県に

(5) 内取相談所が長野、香川の二県に

(6) 婦人会館が千葉、新潟、山口の各県に

(7) 母子健康センターが群馬、富山、滋賀、広島、香川の各県に

(8) 母子福祉センター(母子会館)が富山、福岡の二県に

(9) 母子寮が秋田、兵庫の二県に

(10) 農村青年研修センター、農村青年研修所が福島県に農村研修所が山形県に

(11) 福祉会館が大阪府に

(12) 労働福祉館が鹿児島県に

夫々新設された。なお、現在婦人補導院(東京、福岡)、母子健康センター(福岡)、婦人会館(兵庫)等左建設中のところもみられる。

4. 主な行事

婦人に関係ある各県関係部局課により婦人の地位向上のため各種行事が開催されたが、主要なるのは次のようになるのである。

(1) 婦人指導者講習会

(2) 婦人問題研究会

(3) 婦人学級研究集会

(4) 婦人週間大会

(5) 母子福祉関係者連絡会

(6) 未亡人大会、母子福祉大会

(7) 農家生活改善研究集会

(8) 婦人団体連絡懇談会

5. その他

(1) 京都府では、三十四年度より「母子家庭小口資金貸付制度」を新設した。これは母子世帯に対して日常の生活安定と真に自立更正を計る者のために必要な小口資金の貸付を行う未亡人会等の事業を育成、指導するための、必要な資金の補助貸付を行なうもので、貸付限度は地区未亡人会当り五万円（無利子）以内である。全国では滋賀、千葉、岡山、徳島の各県に設置されている。

(2) 福島県では特別取組の地方公務員として、「婦人教育指導員」を置くこととなり、県下六十郡に十六名の婦人を任命した。（手当、旅費共に年五千円）婦人教育指導員を置く県は福島を加えて三県となった。

(3) 愛媛県では、婦人児童課の主管で、児童福祉増進のための婦人ケオランティヤ（有志）運動を奨励したが、多数の婦人がこれに参加した。

(4) 東京都では、母子家庭や失業未亡人の職業対策の一環として、児童通学の交通整理委員として、みどりのおばさん、制度を始めた。

(二) 婦人の組織活動

(1) 婦人の組織活動は、地方においても、全国組織の婦人団体同様、

- ① 社会教育法改正をめぐる活動
- ② 物価（風呂代、ガス代、新聞代、電気代、牛乳代等）値上げ反対運動
- ③ 安保改正をめぐる活動
- ④ 公明選挙推進運動
- ⑤ 売春防止活動
- ⑥ 黒い羽根運動
- ⑦ 不良週刊紙追放運動

⑧ 競輪廃止運動

等は中広く行なわれた。

この他、会費意識の向上や指導者の養成、組織の整備拡充等を内容とする組織強化活動が、婦人連向にかかわられた目標「婦人の自主性の確立」を契機として、各団体で大きくとり上げられた。

また選挙の年であったため、個々人の政治意識を高める活動も活発に行なわれ、社会教育法改正、安保条約改正、勤労問題、原子炉設置問題、国際平和問題、深夜喫茶問題、不良文化財問題等、其体的な政治、社会問題に関する学習、研究活動も度々実施された。更に衣食住の生活技術や生活改善、家族計画、健康問題等暮らしにかかわる問題の講習、学習も数多く開催され、加えて黒い羽根運動や台風被災者援助等の社会的救済活動にも、多数の婦人団体が積極的に参加、協さんした。

(2) 一方、母子年金制度、母子福祉資金制度、或いは簡易なサービス公共職業補導所、託児所、婦人会館、教養婦人ホーム、母子会館、老人ホーム、内職補導所の設置等、国や地域における制度や施設の充実、建設促進活動も地道にとり上げられると共に、自主的な家族計画会館、連合婦人会館、がカチヤ市場（母ちゃんの野菜市場）、内取あっせん所、家庭生活相談所、結婚相談所、等の実現、設置をみるにいたっている。

(3) また、これらの各種活動が一団体の範囲に止まらず、労組主婦団体と一般婦人団体又は取組婦人団体、或いは県内各種団体や、更には他県婦人団体との交流、調整、提携の形で中広く行なわれるようになった。反面小グループ化により団体の性格、活動が明確、活発化しており、また各種の向題に対する各団体の保存、革新の態度表明、対立の動きもみられる。

(24) 地方に新らしく結成された組織

漢協婦人部 (石川、福井、兵庫、岡山) 前拓婦人部 (広島) 地域婦人団体 (新潟、千葉)、
勇組主婦会 (長崎、大分) 等の県単位連合体、連絡協議体が結成された他、婦人民主クラブ、母親
大会の下部組織や商店婦人会、更生保護婦人会連盟、内政グループ、母子福祉会、生活協同組合、
結核予防婦人会、仏教婦人会、華の英会、婦人問題研究会、母親クラス、母と娘の会、股体不自由
児母の会、日赤婦人部等、各種各様の目的、性格をもつ婦人団体が各県下に新らしく結成された。

(三) その他

○ 富山県で、全国初の婦人労政課長が任命された。
○ 高崎県では、県内初の婦人果職が選出された。
○ その他婦人の県方の係長 (高崎、埼玉)、職業安定所失業保険課長、公民館長 (以上富山)、福祉
事務所長、郵便局長 (以上福岡)、町教育長 (埼玉) 等が各県に誕生した他、県の最低賃金審議会
委員や基準審議会委員にも婦人が委嘱され、更に青森、東京、奈良等の民生委員に婦人が従来よ
りも多く進出した。

八 各月別婦人界の動き

一月

十四日 主婦連では今年初の打合会を開き、当面の運動方針として、①婦人の団結で政界の大掃除 ②

料金値上げ反対 ③生産から販売、消費までの合理化のローガンなどをめした。

十六日 売春対策審議会 (会長菅原通済氏) の今年初の総会が開かれ、昨年十二月の総会で同審議会内
に設置することをきめた二つの小委員会の委員及び各委員会の検討事項が決定された。

(一) 小委員会一 座長松原一彦氏、法制部内いわゆるひもつき売春婦対策の単純売春対策等、
オニ小委員会一 座長久保田万太郎氏、運用面の販業輔導など売春婦の保護更正対策の愚案、精進
売春婦対策等。

十八日 女中さんの団体希交会の総会が開かれ (於東京) 東京及び近県の会員百三十人が出席して、外
日、労働時間等の問題について話し合った。

二十一日 (二十三日) 昭和三十三年十二月実施の売春防止特別活動においては各関係機関の協力の
もとに「売春問題懇談会」が各地で開かれたが、同行等の一環として、一月二十一日から二十三
日にかけて、高松及び神戸の二ヶ所で売春問題懇談会が開かれた。中央より売春対策審議会会長菅
原通済氏、同委員松原一彦、堀田勝の二氏、及び労働部婦人少年局長が出席し、情報、意見の交
換ならびに視察を行った。

二十一日 社会教育に関する婦人研究懇談会、青年団体、労組、学識経験者等により結成された社会教
育の自主性を守る懇談会の主催により「社会教育の自主性を守る全国代表者会議」が開かれた。

(於東京)。参加者は五十団体百五十人で、改正の向題、地方実情、国会審議状況等について話合つた後、大会宣言を決定、幅広い反対運動を展開することと決めたが、同会議代表は二月六日、大会採択の要請書を政府、国会に提出、陳情した。

一方、十八日に開かれた愛知他四日本十県の地域婦人団体による同法改正に対する会合(於松山)では、改正賛成の決議が行われた。

二十四日、婦人団体国会活動連絡委員会(日本婦人有権者同盟等七婦人団体参加)の代表が、東京、有田両東京都知事候補と訪ね、公明選挙の上から、最近の事前運動を阻止めるよう要望した。また同代表は、二十九日最高検検事総長にも、地方選挙に伴う事前運動の取締強化要望書を提出した。

二十四日、主婦連、総評等の加盟する全国消費者団体連絡会では、物価値上げ反対連絡会を開き、生活に大影響を与える諸物価値上げに強く反対する国民運動を展開することを決議し、具体策を協議した。また主婦連では、二十八日政府に対し、私鉄運賃の値上げを阻止めるよう陳情した。

二十五日、第五回福祉施設に働く人びとをめぐらう会が開かれ(主催日本民生文化協会、於東京)、養護施設、児童院、保育園、母子寮などに働く人達約二千人が参加した。

二十八日(二十九日)、第四回全国農協婦人大会が開かれ(主催全国農協婦人組織協議会、於東京)、全国より参集した千三百人の会員が部落活動を中心とした農協婦人部の組織活動、生活改善、学習活動の三分科会に分かれて討議し、自主製作映画「荷車の歌」を鑑賞した。

二月

一日、安と文教師の協力を求め共通の婦人向題を話し合う目的の第五回関東地区「母親と文教師の会」が東京で開かれ(関東各都県教組主催)、就教、進学、PTA、勤評等につき討議した。

一日、婦人向題研究会(会長加藤シヅ子氏)総会が開かれ、運動方針の審議、役員選挙(会長同上、副会長河上末子、山口シヅ子、阿部静枝の三氏、いずれも再選)が行われた。

三日、汎太平洋東アジア婦人協会日本本部の総会が、東京に同協会がポール支部主催の国際研究会(月十五日)二十三日、於シンガポール、参加十四か国)に日本代表として出席した赤木静氏(自由学園教授、全面友の会推せん)の報告会をも兼ねて開催された。

六日、衆参対策国民協議会(会長久布白オチミ氏)の主催により、衆参防止法全面実施後の保護更正や取締りの実態を話し合う「衆参対策の盲点をつく会」が開かれ、法務、厚生、警察、労働各官庁担当官、婦人相談員、婦人議員、婦人団体等関係者約百人が、単独発表、辯論発表、保護施設予算、世論等の諸向題について討議し合った。

また法で規定されながら、設置予定地元の反対で行き悩んでいた婦人補導院(保護更生施設)が、この程八王子市に決まり、着工のはこびと決った。

七日、基地区対を叫ぶ女市長山西キヨ氏(茨城県小川町)のりコール投票が行われ、開票の結果りコール賛成が過半数をこえ、町長解職が決定した。

十日、国会で審議中の「風俗営業取締法の一部を改正する法律案」が国会で可決、公布された。これにより四月一日から、問題となつてゐる深夜喫茶店(ナルクス以下)の取締りや、同法の罰則が強化されることとなつたが、これに対し、悪の温床としての喫茶店の深夜営業全面禁止を主張する地域婦人団体等では、照度中心の今次改正を不満として対策をたてることとなつた。

十六日、東京都家サービス指導所長中野ソヤ氏の呼びかけにより、有識者約八〇人で結成された家事サービス協会(会長西富貴子氏)が主体となつて、女中さんの「合理的な雇用契約のための基準」の明文化を試みることとなつた。労働基準法はもちろんだ健康保険、失業保険も適用されない女中さんの身分の保障をはかろうとするものである。

十八日 主婦連合会では通産省を訪れ、三月末で廃止される電氣料金三割増打制度をさらに一年間延長するよう要望した。

十九日 東京電力会社では労組員に対して ①出産休暇を無給とする ②結婚した女子従業員は退職させる という方針を示した。労組側はこれに固く反対し、首切りであるとして、賃上要求と合わせてスト権確立の提議を行った。同社の女子従業員数は千七百六十人、うち約六百六十人(三三%)が産婦である。

二十一日・二十二日 全国公立小・中学校婦人校長会へ会長久保田マウ氏の研究大会が東京で開かれ、「現下教育の諸問題と婦人教師のあり方」「道徳教育推進の実情とその諸問題」などの研究討議が行われた。

二十四日 東京YWCAでは住込の教事お手伝いさんの養育会を同館で開催したが、今後毎月一回開催の予定である。

二十五日 日本看護大会連合会(会長河崎ナツ子)主催の「母親の予算要求大会」が東京で開催された。第一は都内各地区の母親代表が新年度国家予算を批判した後、今春行われる地方選挙、参院選挙に母親の批判と希望を強く反映させることを宣言した。

二十七日 社会教育の自主性を守る懇談会の主催で、「社会教育法改正反対国会陳情大会」が七十団体の参加のもとに行われた。改正法案に断固反対する旨の決議文が採択された後、文部大臣への陳情やデモ行進が行われた。

二十七日・二十八日 日本母親連絡会・総評・原水爆禁止日本協議会など民主文化四十余団体の全国代表六百余人が集まり、東京で「安保条約廃止、平和共済推進日本平和大会」が開催され、安保条約の完全廃棄についての大会宣言を出し、日中関係打開など十数項目の決議を行った。

二十七日・三十日 日本青年団協議会主催の第五回全国青年研究集会在東京で開催された。青年の生活、組織の問題など五部門二十一分科会に分かれて、青年と青年団、その周囲の問題などについて話しあった。出席者約千六百人のうち女子は約三百人で主として「女子の生活と生産活動」「女子の学習活動」の二科会に出席して話しあった。

三月

四日 主婦連合会主催により第一回消費者ゼミナールが開かれ、パネルディスカッション「賢い消費者となるために」や稲葉泰三氏始め各氏の講演が行われたが、これは今後消費者教育に力を注ぎようとする主婦連の初の試みである。

五日 売春防止法が完全施行されて一年を経たが、もぐり売春への逆もどりが取り込まれるおそれから、札幌函館により売春防止のための啓発映画「愛することと生きること」が作成され、その試写会が行われた。

六日 新生活運動協会、貯蓄増進中央委員会の主催で、主婦連合会、地帯連、農協婦人組織、未亡人団体協議会の四婦人団体の協賛で「新生活と貯蓄全国婦人大会」が東京で開催された。主なプログラムは「家計簿を中心のグループ活動」の体験発表で、四つの全国婦人組織の会員から募集した報告が発表された。

八日 栄養学研究のため日本から初めてドイツのキーゼン大学に留学する二人の栄養士、山口住江さんと西田陽子さんが出発した。

九日 才十三回婦人の地位委員会がニューヨーク国際連合事務局で、九日から二十七日までを期間として開かれた。日本からは、政府代表として、防衛省婦人少年局長谷野セツ子が出席し、才二副議長に選出された。なお議長は、婦人の政治的権利、婦人の教育の機会、同一防衛同一賃金、婦

- 人の経済的機会などの十三項目である。
- 十一日 農林省主催の七回農家生活改善発表大会が同省内で開かれた。全国から四八人の代表者が集り、各グループの生活改善について発表と話し合いが行われた。
- 十九日 全国農協婦人組織協議会主催の「農協婦人組織生活改善発表大会」が開かれ（於東京）会費二〇〇名が参加、全国六六〇人から選ばれた代表が農家における生活改善の体験発表を行った。
- 二十一日 前婦田連会長藤岡有加菜氏を理事長とする日本女性同盟が新しく結成された。同会は女性を会員とし、世界の平和と女性の幸福をきづくことを目的とし、①日本国憲法の主旨にそい平和と民主主義を守ることを、②女性の権利と生活を守り子供の幸福をきづくこと、③真の社会保険制度の確立に努めること、④世界の女性との親善に努めること等を事業としてうたっている。
- 二十二日 二十三日 婦人協進会を中心とする婦人月会（国際婦人デー）から婦人進歩を促す四十日間、実行委員会主催の「第四回婦人の中東集會」が開かれ（於東京）全国から集った約二千人の働く婦人が「賃金の男女差をなくし最低賃金制を確立するにほい合理的に反対し婦人の取巻を守るにほいなどのテーマで、当面する働く婦人の問題を討議し合った。
- 二十五日 大阪大学大学院の学位論文審査に同大学院生郷原佐和子さん（二十九歳）の論文、非線形共振回路の研究がパスし、我が国初の婦人工学博士となった。
- 二十六日 各都道府県社会教育課の婦人教育担当者、婦人団体関係者等約二百名を集めて、文部省主催による「全国婦人教育研究集會」が、婦人の自主的活動の反省と課題の主要テーマのものとに開かれた（於東京）
- 二十七日 二十日 全国地域婦人団体連絡協議会と新生活運動協会の主催で、「新生活運動地域婦人団体指導者研修會」が開かれ（於東京）全国から二百名の代表が参加、「国家予算を知るために」「社会道徳を高めるために」「野善をすすめるために」「環境をよくするために」の四部会に分れて話し合いを行った。
- 二十七日 インド赤十字社長R・アムリット・カウル女史（インド国会議員、前保健大臣）が国連の世界保健機構の特別使節として来日した。
- 三十一日 婦人少年局婦人労働課長補佐加来俊子氏が大阪婦人補導院へ視察処分に付された元暴婦の保護更生施設への院長に任命された。

四月

- 一 日 労働大臣が閣内閣である婦人少年労働審議会の委員に山崎辰（会長、全国米工人団体協議会事務局長）代他二十九人が委嘱されたが、うち婦人は今井幹子、船山登美、山本あや、江上フジ、山崎茂、代家寿子、久米愛、坂西元保、西清子、九沢美十代、十代である。
- 三 日 婦人団体運動連絡委員会参加の七婦人団体が各会長連名で、皇太子の御成婚慶賀に賛意表示を除外するよう「御成婚慶賀にほい」の要請書とを岸首相及び愛知法相宛に提出した。
- 五日 大学婦人協会の昭和三十四年総会が開かれ、奨学資金一十万円の募金事業が決定され、会長吉田武子氏、副会長石森十代子代他新年賀賀賀が提出された。
- 七日 全国地域婦人団体連絡協議会では、皇太子御成婚を記念して、児童福祉資金の取りまじを提唱することとをきり関係団体に呼びかけた。
- 九 日 婦人労働行政を記念する第二回「婦人労働」が、私たちの力を明るい政治に、といふスローガンのもとに開かれ（日本婦人労働者同盟他八婦人団体主催、於東京）市川房枝氏、久松白雲氏、山崎しづり氏等の講演や討議が行われた。
- 九 日 銀行の公的年金適用普及を給与以外の全国民を対象に老齢、障害、または死亡に際して年金を支給し、国民生活の安定を図ることをめざうとした「国民年金法」が成立した。これにより被保険者は老齢、障害、母子、遺児等婦人の五年金、無拠出制（保険料を納められぬ入及び制度免脱時）に一定年齢以上又は一定状態にあるものを対象には老齢、障害、母子の三種年金が設けられ、本年十一月一日（但し被保険者の資格の届出等に因する規定は三十五年十月一日）保険料の徴収等に因する規定は三十六年四月一日（かう施行され、本年歳末には初の年金給付が行はわれることとなった。

十四日 十六日 労働省主催の「第十一回婦人週間」の閉会式が行われ、婦人の自治と責任が強調された。また、同日から十五日まで、労働省、厚生省、文部省の第七回「全国婦人会談」が東京で開催され、全国から出席した婦人会談員六十名が、集会における婦人としての自由と責任、のテーマで、農村及び都市における問題についての討議を行った。

十二日 東京の集会（朝日新聞社）と、横浜鶴巻クループの第五回総会が開かれ、会員三百人が今後の方針のあり方について協議し、代表者に宮下氏代表を選出した。

十四日 十六日 日本基督教婦人矯正会の全国大会が開かれ、基督教矯正法施行一周年を迎えらるにあたり、政府が積極的な対策をとるより、基督教関係に閉じる関係各省、教団との要望書が決議された。

十五日 十六日 全国生協婦人大会（主催、日本生協同組合連合会）婦人部全国協議会、於、東京へが開かれ、物価動向、値上げ関係諸法律、商品及びその流通機構等について体験発表及び討議が行われ、引き続き総会、新年度の活動方針、事業計画等も決定した。

二十三日 都道府県知事、都道府県議会議員選挙が行われ、婦人の投票率は知事選で七二・一六％、議員選で七八・六一％。都道府県議会議員に三七名、五大市議会議員に一三名の婦人が当選した。

三十日 市町村長選に特別区市町村議会議員選挙が行われ、婦人の投票率は市町村長選で八六・一七％、市議会議員選で八二・九四％、町村長選で七六・七六％、町村議会議員選で八二・八六％となり、市会に一四一名（他に無投票当選一九名）特別区に五七名の婦人が当選した。へ前二項自治庁選報によらる。

三十日 婦人少年局長主催による「全国婦人同窓会」が開かれ、婦人団体、官立関係者が各都府婦人少年局長の「第十三回同窓婦人の地位委員会」の報告をきいた。

三十日 三十三年の十二月十日に内閣から国会に提出された「社会教育法等の一部を改正する法律案」

が自民、社会、採食会の三派共同修正で可決成立した。共同修正のあらましは、①国又は地方公共団体は社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合にはあらわに、②国にあっては文部大臣が社会教育審議会、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見をきいて行われなければならない、③社会教育主事の職務は文相の委任をうけた大学その他の教育機関が行なうことに定め、策案かう文部大臣と都道府県の教育委員会を創る、④四月一日施行を公布の日（四月三十日）から施行するといふものである。

五 月

十一日 一日に開催した都府県婦人少年局長が出席して盛大な落成式が行われ、

十二日 音韻婦の職高卒業パーティンゲール記事の第十七回卒業者がシユネーグの赤十字国際委員で決り、日本では実マキ、井丸コト、桐谷オシエの三代が卒業した。

十二日 国際日本市を我々に、東海婦人会と大商婦人会の共催で「東西婦人実業家懇談会」が開かれた。

二十日 十四日 日本青年同協議会第九回定期大会が開かれ、①青年の生活をよくしよう、②女性の地位を高めよう、第三十四年度の運動方針が決定し、第二分科会の女子部会では、①調査活動、女子青年の生活の実態を把握する、②婦人団体との提携、③甲斐女子研修会や女子集会の開催など今後の運動重点が決議された。

十三日 「全日本開拓青年連盟」婦人部代表者会議に開かれ、（於、東京）如願十九歳の婦人部代表者が、①婦人部組織の強化、②小グループ活動の強化、③フロッグ別研修会の開催等の議案審議や、新年度役員選挙を行ない、部長に徳川幹子、副部長に山本尚子、作山みさ子の各氏が選出された。

十四日 主婦連合会副会長の三巻秋子氏が総理府に新設された税制調査会の委員に任命された。

十六日 婦人入札推進同盟の三十四年度総会が開かれ、法務援助部の継続等新年度の事業が決定され、後援に代表理事鈴木十郎子氏、理事に久米愛代氏、十代が選出された。

十六日 日本婦人平和協会の三十四年度総会が開かれ、①平和憲法擁護②平和と自由に関する思想の普及③洪水爆撃止④国連の理想実現に協力など新年度活動方針等が協議され、会長に山崎七子氏、副会長に菅友那氏(以上再選)氏、各委員会に上代たの氏が選出された。

二十日 全国義勇婦人組織協議会の第九回通常総会が開かれた。①地区別研究集会の開催②義勇婦人組織発展委員の選出③自主製作映画「母軍の歌」の感想文の募集④第五回義勇婦人大会の開催等の新年度事業が決議され、役員選挙で会長神野ヒサ、副会長白井小波の両氏が再選された。

二十日 二十七日 全国地産婦人団体連絡協議会総会が宇都宮市で開かれ、①地方選挙への参入と今後②の運動③定春防止対策の検討④青少年対策と婦人団体⑤地域組織(行政機関を含む)との連絡調整の四案が協議された。

六 月

二日 参議院議員選挙が行われ、婦人の投票率は五五、二%で過去五回を通じて二番目に低かった。この選挙で全国区五名、地方区三名の婦人が当選したが、この結果参議院議員は改選前より二人減少し、十三名となり、婦人の国会議員は衆議院の十一名を合わせた二十四名となった。

二日 日本産水素のバラ、オル、転接理論という論文で阪大の望月和子氏が理論物理学の分野で婦人として初めての理学博士の学位を受けた。

五日 金地婦連では五日二十日、七日の連会の申合せにより新聞同題各登に開する要望書が公正取引

委員会に提出した。

これは去る三月三十日各新聞紙が時代値上げを発表してから、主婦連等の婦人団体をふくむ全国消費者団体連絡会が抗議運動をはじめ、四月七日公正取引法に抵触する不正取引禁止法違反として、新聞料金の一斉値上げ等に対する審査請求を提出し、その後東京、長野、山形、その他の各地で反対運動がひろがっていたもので、これを反対運動を行つてゐる全国組織の婦人団体は、地婦連、主婦連、婦同連、生協婦人部、婦民、全国主婦協議会の大団体となった。

五日 NHK教育局に婦人少年部が新設され、江上婦人課長が部長に昇格した。

六日 婦人民主クラブの第十四回大会が開かれた。①教育と職場と社会の民主化についての生

活安定のため物価値上げに反対しよう②教育の反動化とたたかしよう③乳児院や保育所をつくる運動をしよう④老後を保障する国民年金制に改正しよう⑤憲法を守り平和条約をやめさせて戦争に巻き込まれないようにしよう⑥婦人の取組めぬことに反対しよう⑦主婦にはよりく婦人として一から手をつないで運動をすすめてほしいという年の今年度活動目標や、教育、生活、保育所、老人問題、職場問題、平和問題の大調査研究部の確立が決議され、委員長白井あや子氏(再選)と新年度役員が選出された。

八日 定春対策国民協議会では代表が、東京都知事正訪れ、一九六四年東京で市電のオリシビック大会に予定して、東京都が定春問題解決の積極的施策を打出すよう、実施要領案をえた「オリシビック」両端に予定しての要望書として提出した。

十六日 十八日 日本看護協会の総会及び研究会が名古屋で開催され、①看護婦の定員の確保②看護のあり方③政治連盟の沿革等が協議され、会長に湯浅まゆみ氏(新任)が選出された。

十六日 人口問題懇談会（厚生省附屬機関、会長永井孝氏）では選会と同き、同懇談会特別委員会のまとめた初の「人口白書」を採択、関係各省庁に建議することになった。これによると、①我が国の人口動態は少子化の近代型に切り換えられ、将来働きがりの人口が減少にふえ雇用問題が重大化する。②産後の就業問題は人工中絶によるものが多く、等々明らかになった。

十七日 東京の主婦会館で、主婦連、婦人民主クラブ、逸評、生協等の全国代表五百名が参加して、下野貴子団体会長代表者会議が開かれた。新聞代値上げ反対運動の進め方について所説した後、表が、各新聞社、公正取引委員会、国会等に抗議陳情を行った。

二十四 日本婦人有権者同盟の連会が開かれ、①憲法の理解を深め、これを守る、②公明選挙及び選民選挙の実現について、そのための公職選挙法等の改正に努力する、③国会、地方議会議員を見守り、政府、自治体、政党への働きかけを強化する等の三十四年度運動目標について協議し、会長に藤田たけ代を再選した。

六月下旬 文化団体、婦人団体等による不良週刊誌追放のうごき各地に起こりつつあるが、主婦連では従来の「読ませぬ」より一歩前進した「買わない」方針を展開することになった。また全地婦連でもすでにこの問題にとり組んでいる東京、大阪、兵庫各地婦連を含め、全組織をあげて追放運動に立ち上がることになった。

七月

一日 科学技術庁の政務次官に参議員議員の横山フツ氏（日本助産婦会会長）が就任した。婦人の政務次官は最上英子氏（三十二年七月郵政）に次ぎ八人目である。

上旬 全地婦連ではさる五月の総会で「地方と東京が手をつなぎゆく少年対策にあたる」とことをきいたが、これに基づき、都地婦連では、①地域婦人会が、地元商店の主婦と話し合う研究会をつくる。

②地方婦人団体から就業者名簿を送ってもらい、年少労働者の就労近況を親元に知らせ、また家庭を開放して親代りの面倒をみる等の対策をたてゆく少年を見守る運動をスタートすることになった。

一日 法務省の法制審議会民法部会、身分小委員会（委員長東大名誉教授我妻栄氏）では、民法第四編（親族法）の改正を行うための検討を続けてきたが、審議された改正の問題は六十三項目について法務省から発表された。改正案は現行の家族団体親別法を改め、親子、夫婦を中心とした個人主義的傾向を強めるといふもので、①内縁の妻の地位を強化するため、離婚の場合に財産分与請求権を、また配偶者死亡の場合に相続権に準ずるものを認められる。②離婚の際の財産分与は、現行の手当金のようなのではなく、夫婦の財産関係を清算することとを明らかにし、また離婚後再婚までの扶養義務を認める等、妻の地位を一般に強化する意見が出されている。

四日 東京都では民生局児童婦人部より婦人部を独立する機構改革を行なったが初代部長に所内局長、事務サービス公共職業補導所長の中野ツヤ氏を任命した。同部は東京都の婦人の福祉厚生事業の推進を図るために新設されたもので児童防止法にそとづく婦人保護事業を行なう位、婦人の福祉厚生その他の婦人に関する問題を総合的な立場から取り上げ処理する。

五日 日本看護協会会長堀橋ます氏は七月六日からヘルシンキで開催の国際看護協会理事会に出席のため出発した。

六日 経済企画庁が「国民生活の地域別分析」を発表した。これは全国を十三地区に分け、その間の生活水準の差や人口移動の状況を明らかにしたものであるが、東京・大阪等を中心とする工業地域と九州・東北等の農業地域との所得水準や生活水準の地域差が広がっており、衣食費・教育文化費等の消費支出割合を始め、電気洗濯機等の耐久消費財の普及状況等において、地域差が大きいかと指摘されている。

十日 産科対策国民協議会主催で、「肉類及び近果の婦人相談員との懇談会」が南かれ（於東京）婦人相談員、肉類官公庁、産科対策審議会委員、協議会加盟団体代表が法改正、産科肉類予算、まぐり産科、婦人相談員の身分保障等の諸問題について討議し合った。

十一日 十二日 ハンブルクで開かれた民主社会主義婦人同盟国際会議大会に日本から田中寿美子、小林立子等の両氏が出席した。両氏は十四日と十七日に行われた社会主義インターナショナル大会に出席した。

十四日 自民党の新役員が発表され、婦人では婦人局長に江藤みつ子（参院）婦人対策部長に河野孝子（衆院）国民生活局長に山下春江氏（衆院）がそれぞれ就任した。

十七日 全国政治をよくする会（地婦連等参加）は公明選挙推進と公取選挙法改正についての選挙公進の抜発強化の個人演説会の回数制限緩和の③連立候補の強化の④重複立候補、先立候補の制限等の要望書を自治庁長官あて提出した。又三十日には婦人団体国会活動連絡委員会代表が同じく公選法改正について参院全国区制の存続、公正な衆院選挙区制の検討、比例代表制の加味を検討すること等の基本的問題や、事前運動、連呼行為、立会演説、連立制、選挙ボスター、はがき等の技術的な諸点について要望書を提出した。

十七日 二十日からパリで開かれる婦人実業家国際会議に日本からはじめて婦人実業家代表が参加することとなり、日本天然ガス社長竹内壽恵氏はじめ十四人の婦人が出席した。

二十日 婦人の地位向上と職業婦人の連絡、協力を目的とする世界有職婦人クラブの大会が、七月二十日から五日向パリで開かれ、日本からは日本有職婦人クラブ連合会副会長北野とみ氏が出席した。

二十日 総評婦人部・単の大会など三十余の婦人団体からなる「人権をまもる婦人協議会」主催の「安保改正に反対する」と題の大集会が芝中労委会館で午後六時から開かれ、引きつづいて日比谷公園まで約十人が参加して提灯デモを行なった。

二十四日 国連N.G.O.国内婦人委員会の代表が外務省を訪れ、第十三回国連総会に、婦人の正式代表及び代表代理若しくは随員を任命する上にとの「国連総会への婦人代表任命についての要望書」を提出した。

二十八日 アジアアフリカ連帯委員会カイロ常設書記局婦人児童部長バビア・カラム女史（エジプト）が一九六〇年四月カイロで開催予定のアジアアフリカ婦人会議の準備のため来日、婦人連等婦人団体関係者と懇談、第五回水環禁止世界大会、第五回日本母親大会に出席した。

三十一日 八月一日から十日までヘルシンキで開かれる国際大学婦人協会第十三回総会出席のため、日本大学婦人協会理事上野シゲ、同大阪支部長飯田順の両氏が出席した。

八月

一日と七日 広島で開かれた第五回水環禁止世界大会では安保改定問題を議題として取り上げること、に賛否両論があり、これより先七月九日には広島県議会が県費補助を拒否し政府自民党からの批判もあつて注目されていたが、参加婦人団体のうち地婦連では七百名の会員の大半が安保条約について理解が十分でない今日、先ず学習でとりあざるべき問題であり、無理おしすれば運動が

の脱走者を出すおそれがあるとして「安保改定反対決議」に反対した。一方婦団連代表等は子供を守る立場から安保改定反対は当然であると主張した。なか大会では「安保条約の改定がわが国の機軸と海外派兵、軍国主義の復活につながる危険があるものであることを全国民に明らかにしていきましよう」と反対の文字をさけて国内決議にもりこまれた。

二三日 海友婦人会の全国大会が開かれ（於神戸）船員家族の立場から討議された。①船員保護法の改善 ②母子寮の拡充 ③退職年金制度の早期解決 ④停年制に対する考査等の大会決議を二十日代表が、厚生省・日本船主協会、運輸省、海上保安庁など関係機関へ陳情した。

三日 十五日 エコントランドのエディンバラで世界農村婦人協会が九回大会が開かれ、日本からは全日本農村婦人連盟婦人部長の徳川幹子氏が出席した。

三日 十三日 東京YWCAでは例年の通り都内のゆく主婦たち一ニ〇人左右二日ずつ四期にわけて調布市国領の同会館の家に招待、お母さんの憂いみを聞催した。

十一日 自民党川島幹事長は七月二十四日記者会見の際、母親大会が安保改定反対をとりあげているので調査の上地方自治団体等の助成金支出をやめるよう要望するなど適当な措置をとると語ったが、更に役員会の結果、幹事長、組織委員長、広報委員長の連名で、本大会は国際共産主義につながる運動であり安保問題ととりあげて反政府運動を行なうものであるとの、早速に対策を立て批判運動を強化することを全国連合会あて指令した。これについて同大会実行委員会（委員長河崎なつみ）では自民党の批判はまじはれであり、助成金の打ち切りは影響がない、権力をもつものが活動状況の調査を行うことは民主精神にそむく、母親たちの声にまき耳を傾けてほしいという声明を十三日発表した。

十三日 佐藤公正取引委員会委員長はさきに全国消団連から審査請求のあった新聞値上げ問題について、禁禁法違反でないという談話を発表した。消団連は即日納得できない、改めて訴訟で追及すると

いう声明を発表した。

十四日 このところ外国著名婦人の来日が多く、その中の一人国際自由平和婦人連盟会員エバ・ヘレン・ボリリング女史（米・ノーベル賞受賞化学者ライナス・ボリリング女史夫人）と日本婦人科学者の会の集まりが、虎の門機械貿易会館でひらかれた。

二十一日 和歌山刑務所長の三田庸子氏が東京婦人補導院の院長に任命された。同院長はこれまで東京矯正管区長（男性）が兼任していたものである。

二十二日 二十四日 第五回「日本母親大会（主催同大会実行委員会）」が東京で開かれた。「子供と教育」「生活と権利」「平和」の三テーマについて、全国から参加した延三方余名の母親たちが、第一日は問題別集会、第二日は分科会、第三日は全体会の日程で話し合った後、「母親行進」を行なった。

二十四日 宮城県金華山神社の奥海老氏は神社本庁から、全国で婦人として初めての権宮司の資格を与えられた。

二十四日 二十六日 全国石炭鉱業労組主婦連合会の第五回総会が開かれ、①生活を合理化し明るい家庭をつくるために ②子供がすこやかに育つ環境をつくるために ③組織を充実し発展させるために など三十四年度の活動方針が決定された。

なか炭婦連では、この大会で現在の石炭不況により労働者とその家族が大きな犠牲をこらわっているとして政府に、「現状打開の要請書」を提出すること、及び福岡県母親大会の模倣で発表した炭鉱失業者救済の「黒い羽根運動」にも積極的に参加すること等を決定した。

二の炭鉱の救済活動には、日本母親大会総評、炭労を始め多数の婦人団体、労組が参加を決議している。

二十五日 九月十五日から開かれる第十四回国連総会の日本政府代表（六名）に藤田たき氏が二度任命

された。また久米愛氏(日本婦人法律家協会会長)も随員として同行するが、西氏の敬送会が九月八日開
連Nの国内婦人委員会の主催で行われた。

二十七日、九月四日、ホーランドのワルソーで開かれた第四十八回列國議會同盟會議に、日本から衆参
議員十名が出席した。うち婦人では戸内里子氏が参加した。

二十九日、オ十二回総評大会で全連労組の山本まさ氏が常任幹事に紅一矢として再選された。

九 月

四日 自民党では、①総合的な青少年対策の作成、②母親対策の検討のため政調会内に青少年婦人并
策特別委員会(委員長坂田道太氏)を設置した。

四日 田辺繁子、藤田たきの二氏が総理府雇用審議会の委員に委嘱された。

四日 文士の博士は年々増えているが、理論物理の中でも難解な部門といわれる素粒子論畑において
中川公三氏(東大大学院)が「強い相互作用の構造」の論文で、文士で初めての博士の学位をと
った。

五日 全国政治をよくする会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟の三団体では、六
月の参院選挙の際悪質の選挙違反が大がかりに行われたことについて、①鮎川金次郎、植垣秋
一郎、鹿島俊雄三議員の辞任、②関係当局の厳正な法の適用と懲罰を要望した共同声明を発表す
るにともに、これを前記三氏及び報道関係、取締関係官庁に送付した。

八日、十日 全国民生委員代表者研究協議会(主催厚生省、全国社会福祉協議会等)が岐阜県で開かれ
全国代表の婦人民生委員、関係官公庁職員五百名が「母と子の健康と福祉」「児童問題」など四
つのテーマについて話し合った。

十六日 三十三年度の国民寿命調査の結果が厚生省から発表された。これによると、要オのものの平均
寿命(寿命)は男六五・〇オ、女六九・六オで、前年にくらべ男は一オ、女は二オのものがみ
られ、欧米諸国の水準に迫りつつあることがあきらかになった。

十九日 九月二十三日、十月八日までメキシコで開かれる世界YWCA総会に出席のため、日本YWCA
Aの石橋富子氏、他三氏が出発した。

二十日、二十一日 母親連が本を通じて交流しようという全国初の試みの「本を読む母親の全国大会」
(主催・長野県教育委員会、他三団体)が長野で開かれ、全国から参加した母親たち約六十五
百名が、白井吉見氏、他十一氏の講師別の分科会に分かれて読後感や読書のあり方等について話し
合った。

二十一日 全国漁業協同組合婦人部大会が開かれ、全国の代表約二百人が①漁協の中における婦人部活
動について、②漁業生活の計画化(予算生活)について、③漁村婦人の経済的、社会的地位の向
上をいかにしてするか、の三分科会に分かれて討議し合った。なお同大会で、全国の各都道府県漁
協婦人部連合組織体相互の連絡を強め、漁村婦人の地位の向上をはかり、明るく漁村を築くこと
を目的とした「全国漁業協同組合婦人部連絡協議会」が結成された。新発足の全国組織への加盟
県は二十四県で、今下会員は二十万人であるが、初代委員長には池田りう、副委員長には加勢良
江、樹ふじの各氏が選出された。

二十三日 主婦連合会の春野鶴子氏が代表六名が通産省を訪れ、「家庭経済にシワ寄せするがス料金の
値上げは反対である」と陳情した。また十月五日がス料金値上申請に対する公聴会が東京及び大
阪の二か所で開かれ、公述人として、主婦連、婦人民主クラブ、東京生活協同組合等の代表が主
婦の立場から反対の意見を述べた。

二十五日 日本婦人有権者同盟、日本婦人平和協会、日本看護協会、東京基督教女子青年会、日本基

督教婦人矯風会、日本大学婦人協会の六婦人団体は各会長の連名で、東京都議会議長、都知事にあて、納税者の立場から空井前都知事に対する退職功勞金の支給に反対する旨の声明書を提出した。

二十五日 参議院議員市川房枝氏は、十月八日旅行される英國の選挙を見学するため、羽田より空路渡英した。帰途約一か月の予定で、西ドイツの選挙制度、イタリーの老春禁止法の実施状況等を視察し、十一月十日ごろ帰國の予定。

二十九日 日本母親大会の実行委員長河崎ナツ氏等母親代表約二十名が文部省を訪れ、勤評制度、又少額の学級、試験地獄、義務教育費の父母負担、道德教育問題の是正について文相と会見陳情した。

一日 長年裁判所の各種調停委員として功勞のあつた十七氏に並發褒章がおくられたが、うち婦人は大久保ミチ、三輪田繁子の二氏である。

一日 中國建國十周年國慶節祝典に日本から三十名の代表が招かれたが、この中婦人は山川菊栄（評論家）、前川とみえ（前香川県議）の二氏である。

一日 外務省の招待客として、デンマークのコペンハーゲン大学助教授インゲホルク・スチーマン女史が来日した。女史は長年、デンマーク、日本兩國の文化交流、親善につとめ、日本デンマーク協会の幹事をしている。

二、八日 基督教婦人矯風会万国大会がメキシコで開かれ、日本からは、日本基督教婦人矯風会理事事桑野十代氏が出席した。

七日 日本対ガン協会より十四名の科学者にガン研究助成金が贈られることが発表されたが、うち婦人は福岡文子氏（ガン研究所）一人である。

八日 東京都議会において「婦人更生資金貸付条例一部改正案」が可決された。これにより老春防止法による更生婦人が結核する際にも老春資金として、一万五千円以内へ措置六か月、償還二年利率年三分）が貸付けられるようになった。

九日 労働者婦人少婦婦人労働課長、大羽綾子及び、全職同盟大阪府支部副支部長、大日本紡績組大阪貝塚支部教宣部長米盛イソ子の二氏は、十月十二日から十七日までジュネーブで行なわれる「ILOの婦人労働問題コンサルタンツ」パネルに出席のため羽田を發つた。なおILOの婦人労働問題のコンサルト制度（専向家による助言、援助機関）は個人資格の各國政府、労働者、使用者各九名のコンサルトで構成され、日本からは政府代表の一人として、大羽氏が任命（任期五年）されてあり、米盛氏の出席は米國労働代表が出席できなかったための臨時措置によるものである。

十五日 日本看護協会では三十四年度総会において、会員多数から政治連盟の結成が要望されたのに基づき、特別準備委員会を設けその検討、準備に当たっていた。今回協合理事会において連盟規約の最終的決定をみたので、理事会の推せんにより初代会長に林堀前協会会長が就任、十月十五日「日本看護連盟」として発足した。会員は日本看護協会員を以て組織され、目的は日本看護協会の目的を達成し、その必要な政治活動を行なうことにあり、事業として国会その他に代表の進出を助成することをあげている。

二十六日 日ソ協会の招きで、日ソの経済文化交流をはかるため、対外友好文化連絡団体連合会副会長元ロシヤ連邦共和國副首相タチマナ・ズーエツ女史、国立イルクーツク大学教授工博ラリナ・ベア・女史等が来日した。

二十七日 十月二十六日から十一月二十一日まで東京で開かれているカット（南米と貿易に肉する一般

協定)の第十五回総会に出席のため来日中の各国婦人代表と、代表の夫人を招き、国連N40国
内婦人委員会主催で、親善の会がもたれた。

二十七日、二十八日 第三回「全国母子衛生大会」に前介れへ主催厚生省、東京都(於東京)、医師・保健
婦・助産婦・市町村肉保職員・愛育団役員等の参加者が、幼児ならびに女性の保健について研究
発表、討論を行ない、また、優良市区町村、愛育団体等が表彰された。引続き女性保護・婦人衛
生を強化向上させるため、医師・助産婦・保健婦・行政担当者・肉保団体・研究施設など各方面
の女性保護関係者を会員とする「日本母性衛生学会」の設立総会が開かれ、二十八日付で同学会
が発足した。

二十八・二十九日 栄養改善普及会主催の「全国台所会議」が、①食生活改善運動はどのように
進められているか ②食費を豊かにするためのテーマで開催された。

二十九日 田辺繁子、船田文子、山高茂の三人が内閣より選挙制度調査会の委員(二十九名)に委嘱された。
二十九日・三十日 厚生省 日本家族計画連盟等の主催で、全国より家族計画普及運動関係者及び日本
看護協会、主婦連、地婦連、産婦人団体連絡協議会、日本家族計画普及会等関係団体が集まり、
「第四回」家族計画普及全国大会」が開催され、シンポジウム「家族計画」とこれらに関する社会的問
題及び分科会が行われた。

三十日 第三十回日本動物学会大会に介いて、神戸女学院大学教授徳永十代子氏の「ノミバエの遺伝学的
研究」に今年の動物学会賞が与えられた。女性動物学者にこの賞が与えられたのは二人目である。
三十一日 日本基督教婦人矯風会の、創立七十周年(昭和三十一年)を記念した新会館の落成献堂式が
行われた。

十一月

一日 長年調停委員及び参事員等として功勞のあつた大井英子、外山ハツの二氏に滋養褒章がおくら
れた。

二日 文部省では社会教育法の施行十周年を記念して、二六二名の社会教育功勞者を表彰した(都道
府県推せん二二二名、中央推せん四十名)うち婦人は四十五名で、山崎全地婦連会長を始め地婦
連関係者が多数である。

三日 文化の日を記念して、紫綬 滋養褒章がおくられた。婦人関係では、天然色素の化学的研究に
従事し生命科学の向上に寄与した黒田チカ、わが国舞踊の向上発展に貢献した中村せい子(高田
せい子)、新回劇田員として劇界の発展貢献した岩本光(久松喜幸子)の各氏に紫綬褒章が、ま
た日本基督教婦人矯風会その他の各種婦人団体の役員として社会教育運動の推進に尽力した久保白落
実氏、学校教育施設の充実と子弟の育成に努めて教育の振興に寄与した松田藤子氏、童話講演評
論等多くの著作の発表、読書指導、コドモ新聞の放送等社会教育の推進に貢献した村岡はな氏及
び教育者として子弟の育成に努め教育の振興に寄与した山中トシ代に夫々滋養褒章がおくられた。
八日 日本キリスト教一新教一聖教百年記念婦人大会が(主催日本基督教協議会、於東京)各国外人
客を交え、婦人信者、関係婦人団体等約二千人参加のもとに開かれた。

十日 母子福祉年金実施を記念する「全国母子福祉研究集会」が開かれ(主催全国未亡人団体協議会
他、於東京)未亡人団体、民生委員、母子相談員など母子福祉関係者千二百名が、①母子福祉
行政②母子福祉資金貸付等に關する法律③未亡人団体の運営等のテーマで討論を行なうとともに
④生別母子を帯対策⑤母子家庭の母の就労対策等の実現について、今後の努力を申し合はれた。
十一日 主婦連では地方議会議員の返還年金制に及対することをきめ、代表が「年金制度の前提にな

る地方自治法の一部改正審議をやり、公取職員、議員の報酬や老後保証の合理的な基準を決める
国民審議会を急いでつくること、目的の要望書を自治庁長官に提出し、国会、各政党にも陳情
した。

十一、十三日 国民年金法施行を記念して「全国社会福祉大会」が開催された（主催全国社会福祉協
会、厚生省、東京都、各都道府県、民生、児童委員、社会福祉行政関係職員、学識経験者、社
会福祉施設関係者等三千人）。①児童の健全育成②婦人の福祉③老人福祉④低所得階層対策など
の九部分に分かれて研究討議を行なった。

十二日 取内労働者保護のための家内労働立法に伴ない家内労働問題に関する調査、施策、問題点を
検討する臨時家内労働調査会の委員に二十一人が労働者から委嘱された。うち婦人は江上マコ、
川口婦人青年部長、西丸弘子（主婦）、田辺繁子（専修大教授）、山崎しげり（全国未亡人団体協議
会事務局長）の四人である。

十三日 東京都議十名がモスクワ市議会に招かれた。これとして、東京都議会が招待した婦人二名（医師
及び電機所技師）も会中モスクワ市議九名が来日した。

十八日 社会党では婦人団体や文化人を招き、婦人に関する今後の方針、対策等について懇談した。
十八、二十日 文部省の主催による「昭和三十四年度全国婦人研究集会」が、各都道府県婦人団体関係
者、教育委員会婦人教育担当者約二百名の参加により行なわれ、「婦人団体の振興について」を
主題に婦人団体の現状と課題が話し合われた（於東京）。

二十日 くらしの会（会長藤原道子氏）全国総会が開かれ、今年度の活動報告や、①組織の強化、活動
の活性化②平和運動の積極化③財政の確立などの来年度の活動目標が審議決定された。

二十一日 人権を守る婦人協議会主催の「第二回安係条約改定反対母と娘の大集会」が東京で開かれ、
婦人団体、労働婦人など約千三百名が参加、決意表明、大会宣言のちアモ行進を行なった。

また、自民党では十一月十八日党本部に婦人団体を招き安係条約改定について説明懇談会を
行なった。日本母親大会実行委員会でも十二月二日、安係改定阻止母親集会を開き、代表の反対
決意表明の後、才五回母親大会の名で母親アツピールを行なった（於東京）。

二十二、二十三日 今年度の子どもの年文化会議が「日本の子どもに明るい生活と未来」のスローガ
ンで開かれ、日本子どもを守る会、日本看護協会、日本母親大会連絡会、親協婦人組織協議会な
ど九十余団体が参加した。

二十四日 東京都児童福祉協会をたすけて赤字に悩む東京児童館を再建する
ことを決定し、三十五年三月を目標に改築費七百万円をかけて新企画の児童館をつくり上げるこ
とになった。

二十四、二十五日 自由民主党では党本部に全国の婦人議員を集め、安係条約等の議題で二回自由
民主党婦人議員会議を開いた。

二十五日 全世婦連では①競輪は社会人の射幸心をあおり、犯罪や生活苦を引き起し家庭の平和を乱す
②終戦直後と異なつて地方自治体の財政源としての意味はすでに失われているなどの理由で二十五
二十七日の両日にわたり総理大臣、通産大臣、自治庁長官にその即時廃止を陳情した。

二十六日 婦人民主クラブでは、最高裁判所審十五名に対し「憲法九条の正しい見解を示して安係条約
の違憲性を明らかにし、競争上告を棄却してほしい」と目的中央委員会名による要望書をおくった。
二十八日 市川房枝氏の主唱により公明選挙の普及推進を目標とした理想選挙普及会が発足した。代表
幹事は市川房枝氏で、六百名の会員中大多数は婦人である。なお同会では三十日党会式の際に決
議された①選挙違反の徹底的追求②選挙違反裁判の迅速化の陳情書を法務省、最高裁判所に、③多
数の選挙被疑者を出したことに伴う自発的な議員辞任の勧告を市川金次郎議員に、④政党への
選挙資金寄附の廃止を望書を経済同友会にそれぞれ提出した。

三、四日 全国養育婦人大会が「みんなの力でくらしをよくするには」のテーマで開かれ、会員三百名が個人と協同活動の問題について話し合った。

五日 日本婦人団体連合会副会長の小笠原貞子氏は、十二月五日、六日にデンマークのコペンハーゲンで開催された「国際婦人デー五十周年準備会」と、十二月十日から三日間、スエーデンのゲーテブルグで開催された「軍縮のための世界婦人集会」に出席した。

十五日、一月三十一日 防衛省の主催による元春防止特別活動が十二月十五日から一ヶ月半にわたり全国的に実施された。期間中各地で婦人少年室の主催により、「関係機関や婦人団体等が元春防止法施行後の元春問題及びその対策について検討する」「元春問題懇談会」が開かれたが、特に広島、京都では元春対策協議会々長、婦人少年局長が出席した。また元春対策国民協議会でも、実施中のめぐりを見学視察運動とタイアップして、中央から青森、秋田、三県の婦人問題懇談会に実行委員を派遣協力した。

十六日 全道労組と政行手党の対立から年賀郵便の運配が深刻化したため、主婦連では虚礼自粛の実現もかねて年賀はがきを返上することとをきめ郵政大臣に決議文を手渡した。

十七日 婦人団体国会活動連絡委員会では、日本婦人平和協会、日本基督教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟の各会長の連名で、地方議員の選挙年金制度の立法化反対の陳情書を都道府県議会議長、各市長、及び全国市議会議長会会長に、また選挙違反の厳罰要望陳情書を東京地方検察庁検事正及び最高裁判所長に夫々提出した。

十八日 ソビエト婦人委員会の招待で、日本婦人団体の代表として、竹上正子（同団長、日本基督教矯風会）、小林ヒロ（世婦連）、松田ゆき（婦団連）、平田ヒデ（社会党婦人部）、刈田アサノ（共産党

婦人部）の五氏が訪ソのため日本を発った。

十九日 国連NGOの国内婦人委員会の主催により、第十四回国連委員会代表藤田たき氏及び随員久米愛氏の歓迎報告会が開かれた。

二十一日 厚生省児童局母子福祉課長吉見静江氏辞任後の後任として、同局企画課の植山つる氏が任命された。

一九五九年の婦人に関する動き

昭和三十五年三月 印刷

昭和三十五年三月 発行

発行所 労働省婦人少年局

印刷者 東京都千代田区神田篠栗町二ノ八

株式会社 工文社

(50) 五六七五八